

令和7年4月

J Aバンク広島をご利用のみなさまへ

ひろしま農業協同組合

A T Mご利用限度額引き下げのお知らせ

J Aバンク広島では、広島県警からの要請を受け、特殊詐欺の被害を未然に防止するため、一部のご利用者さまについて、A T Mのご利用限度額を次のとおり引き下げさせていただきます。

J Aバンク広島をご利用のみなさまの大切な貯金を犯罪から守り、安心してお取引いただくための対応となりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象のご利用者さま

広島県内のJ Aで口座をお持ちの70歳以上のご利用者さま

※I Cキャッシュカードをお持ちのご利用者さまが対象となります。

2. 実施日

令和7年2月末時点で70歳を迎えた利用者さまについて令和7年4月18日（金）から実施

3. 変更内容

I Cキャッシュカードによる1日あたりのA T M取引のご利用限度額を50万円に引き下げ

※県内外J Aならびに提携金融機関、コンビニA T Mでのお引き出し額、お振替額（ご自身の口座への振替を除く）、お振込額とデビットカードご利用額を合算し、50万円となります。

4. ご参考

①現在実施しております「70歳以上かつ3年以上、窓口またはA T Mでのお取引がないご利用者さまを対象に、ご利用限度額を30万円に引き下げる」対応に加えまして、特殊詐欺の未然防止に向けた追加対応として、70歳以上のご利用者さまを対象に実施します。

※先般の対応において、既に30万円に引き下げたご利用者さまにつきましては、本対応は行いません。

②お申し出により、既にご利用限度額の変更を行われているご利用者さまは、引き続き現在のご利用限度額でご利用いただけます。

③50万円を超えるお取引を希望されるご利用者さまは、口座をお持ちの支店にご相談ください。

④限度額引き下げについては、毎年2回、次のとおり実施します。

2月末時点で70歳を迎えたご利用者さま	4月中に限度額変更
8月末時点で70歳を迎えたご利用者さま	10月中に限度額変更

以上

【A T M限度額引き下げに関するお問い合わせ】

金融管理部 信用管理課（082-422-2177）

または、お取引の支店へお問い合わせください。